

大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における相談業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内に大規模災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により甚大な被害をもたらしたものは又は火災若しくは爆発、有害物質の大量放出等その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものをいう。）が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

(応援の要請)

第2条 甲は、神奈川県内に大規模災害が発生した場合において、次の各号に掲げる場合には、乙に対し、相談業務の応援を要請することができる。

- (1) 甲が乙の会員団体の応援による相談会（以下「相談会」という。）を開催する場合
 - (2) 甲が市町村から、市町村が開催する相談会において相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣要請を受けた場合
- 2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、各会員団体より、速やかに相談業務従事者を選出し、甲又は市町村が開催する相談会に派遣する。

(相談会の開催)

第3条 相談会の開催は、相談需要等に応じて、甲乙協議の上決定する。

(相談業務従事者の業務内容)

第4条 相談業務従事者は、甲又は市町村が開催する相談会において、各士業の専門分野に関する相談を受ける。

(相談業務に関する調整)

第5条 前条の相談業務の実施に関する関係市町村との連絡調整は、原則として甲において実施する。

(報酬)

第6条 相談業務に対する報酬は、無償とする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき応援業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年3月29日から平成23年3月28日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して何らの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年3月29日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 松 沢 成 文

乙 神奈川県横浜市中区日本大通9

神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会

会 長 阿 部 泰 典

災害時における家屋被害調査調査等への協力に関する協定

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土木
家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害調査
報告等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締
結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合（以下「災害時」とい
う。）に、県調査士会が神奈川県及び市町村に協定するために必要な事項を定
めるものとする。

（平時の取組み）

第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速
に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

2 神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の
職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年開催するものとする。

3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員
を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力の要請）

第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請す
ることができるものとする。

2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づき要請を行うことができない場合、
市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるも
のとする。

3 神奈川県は、被災の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査
士会への要請を振り替えて、県調査士会に要請することができるものとする。
この場合、神奈川県はその旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

（協力の実施）

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協
力を要請されるときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村
に派遣し、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された
県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる
情報の提供を神奈川県又は市町村に提供することができるものとする。

2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請され
たときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しな

いときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力をを行う中で、災害の状
況等、市町村が災害の対応を実施する上で必要となる情報を入力したときは、
市町村に当該情報を提供することを要するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等によ
り当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報
を提供するものとする。

4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信
の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情
報を市町村に提供するものとする。

（秘密の保持）

第6条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等
への協力をを行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等
の終了後、また同様とする。

（費用の負担）

第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力をを行うため県調査士会が
行う市町村への県調査士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。

2 市町村は、認定調査等に必要となる資機材のうち、県調査士会との事前調整によ
り、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡
に關する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害損害保険等によ
り県調査士会が対応するものとする。

（第三者への損害賠償責任）

第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力をを行う中で
自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負
うものとする。

2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力をを行う中でその
責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実
の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告
し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の
上、定めるものとする。

（協定の解除）

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や命令
等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協
定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査
士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害

災害時における住宅の早期再建に向けた協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、災害時における被災住宅の早期再建を支援するために、相互に協力することとし、その実施に当たり必要な事項に関して次のとおり協定を締結する。

(情報の交換)

第1条 甲及び乙は、次の情報を適時的確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第6条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第6条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期再建に関し必要な事項

(住宅相談窓口開設)

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、住宅相談窓口を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の住宅相談窓口の開設及び運営に当たって、必要に応じて、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(周知)

第4条 甲及び乙は、甲が実施する住宅再建関連施策、乙が実施する災害復興住宅融資の制度内容等、被災住宅の再建に資する情報の周知を協力して行うものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第5条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災住宅の再建等に関する甲の施策を実

施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき業務に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第8条 この協定は、平成28年3月22日から適用する。

なお、神奈川県知事と独立行政法人住宅金融支援機構首都圏支店長との間で締結した平成19年4月1日付け「災害時における住宅再建に係る相談業務等に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月22日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書

神奈川県知事（以下「甲」という。）と社団法人 神奈川県建築士会（以下「乙」という。）とは、災害時における住宅再建に係る相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内（以下「県内」という。）における災害発生時において、被災住宅の早期再建に資するために行う相談業務の実施について必要な基本的事項を定めるものとする。

（住宅相談の方法）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、次の各号に定める住宅相談を実施する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が行う被災住宅の現地巡回相談（以下「現地相談」という。）
- (2) 建築士が行う窓口相談及び電話相談（以下「窓口相談等」という。）

（住宅相談の内容）

第3条 乙が行う住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建替え及び修繕に関する相談
- (2) 応急危険度判定の結果及び損壊状況に関する相談

（住宅相談の手順）

第4条 甲は、窓口相談等を実施するための窓口を、県内に設置する。

2 甲は住宅相談実施の要請に当たっては、県内の実施場所及び実施時期を乙に提出し、乙は甲の要請内容を踏まえ、実施計画書を甲に提出する。

3 乙は、実施計画書に基づき実施した現地相談の結果について、速やかに甲に報告書を提出する。

4 前項に定める報告書には、現地相談及び窓口相談の別、相談日、相談場所、相談内容を記載する。

（住宅相談の周知）

第5条 甲は、乙が行う住宅相談について、県内での周知に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が行う相談業務に係る費用の負担については、別に定める。

（疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月1日



甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松沢 成文



乙 横浜市中区北仲通4-45
社団法人 神奈川県建築士会
会長 藤本 圭佑

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書

神奈川原知事（以下「甲」という。）と公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会（以下「乙」という。）とは、災害時における住宅再建に係る相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内（以下「県内」という。）における災害発生時において、被災住宅の早期再建に資するために行う相談業務の実施について必要な基本的事項を定めるものとする。

（住宅相談の方法）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、次の各号に定める住宅相談を実施する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が行う被災住宅の現地巡回相談
- (2) 建築士が行う窓口相談及び電話相談（以下「窓口相談等」という。）
- (3) その他、専門家による住まいに関する各種相談

（住宅相談の内容）

第3条 乙が行う住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 避難先及び修繕に関する相談
- (2) 応急危険度判定の結果及び損壊状況に関する相談

（住宅相談の手順）

第4条 乙は、甲からの協力要請に応じて、窓口相談等を実施するための窓口を県内に設置し、被災した県民からの住宅相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の窓口の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（住宅相談の周知）

第5条 甲は、乙が行う住宅相談について、県内での周知に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が行う相談業務に係る費用の負担については、別に定める。

（協議）

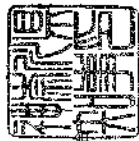
第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月18日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川原知事 黒岩 祐典



乙 横浜市中区太田町2-2-2 神奈川県建設会館4階
公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会
会長 長田 善樹



災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、災害時における住宅再建に係る相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内（以下「県内」という。）における災害発生時において、被災住宅の早期再建に資するために行う相談業務の実施について必要な基本的事項を定めるものとする。

（住宅相談の方法）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、次の各号に定める住宅相談を実施する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が行う被災住宅の現地巡回相談
- (2) 建築士が行う窓口相談及び電話相談（以下「窓口相談等」という。）

（住宅相談の内容）

第3条 乙が行う住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建替え及び修繕に関する相談
- (2) 応急危険度判定の結果及び損壊状況に関する相談

（住宅相談の手順）

第4条 乙は、甲からの協力要請に応じて、窓口相談等を実施するための窓口を県内に設置し、被災した県民からの住宅相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の窓口の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（住宅相談の周知）

第5条 甲は、乙が行う住宅相談について、県内での周知に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が行う相談業務に係る費用の負担については、別に定める。

（協識）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月18日



甲 横浜市中区口本大道1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市中区不老町3丁目12番 加藤ビル2F
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会



会長 白井 勇

神奈川県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書

締結	平成24年3月12日
一部変更	平成26年3月26日
一部変更	平成28年9月30日
一部変更	令和5年4月1日

神奈川県（以下「甲」という。）と公益財団法人かながわ国際交流財団（以下「乙」という。）は、神奈川県災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するために設置・運営する神奈川県災害多言語支援センター（以下「センター」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、神奈川県地域防災計画に基づき、災害時に外国人住民支援の取組を行うため、センターの設置・運営、並びに、甲及び乙の果たす役割について、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

（センターの役割）

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

- (1) やさしい日本語及び多言語による情報提供
 - (2) 行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応
- 2 役割は前項のほか、被害の状況により甲乙で協議し、追加・変更することができる。

（センターの設置場所）

第4条 センターは甲乙事務所内に設置することとする。ただし、前条第1項(2)の役割については、乙の事務所内（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2かながわ県民センター13階多言語支援センターかながわ内）に設置する。

2 災害被害により乙の事務所内において、前条の役割を果たすことが困難である場合は、甲の事務所内（横浜市中区日本大通1）にセンターを設置する。

3 甲は、甲及び乙の事務所が災し、センターを設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターの運営は甲乙協働で行う。

2 甲乙は、必要に応じて、県内外の自治体・団体と連携して、センターの運営を行う。

（県内外への応援要請）

第6条 前条第2項の業務を行うため、甲乙は、次に掲げる事項を明らかにして、県内外団体へ応援を要請する。

- (1) 被災地域の外国人住民に係る情報
- (2) 応援の具体的な内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 甲乙は、センター運営に係る支援を受け入れる際は、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。

（センター運営に係る甲及び乙の役割）

第7条 第3条に規定する事項に係る甲及び乙の役割は、別表のとおりとする。

（経費負担）

第8条 第5条の取組によって生じた通信費等の事務経費は、甲乙それぞれで負担する。なお、「多言語支援センターかながわ運営業務委託」の委託料で負担可能な上限額を超過することが見込まれる場合は、甲乙協議のうえ、対応について決定するものとする。

（共通事項）

第9条 第2条の規定に関わらず、被害の状況により甲乙が協議を行なうことが困難な場合、甲乙は第3条における役割を果たすため、相互補完的に活動するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結又は協定の一部変更を行った日が属する年度の3月31日とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月1日

横浜市中区日本大通1

(甲) 神奈川県知事 黒岩 祐治

三浦郡葉山町上山口1560-39 湘南国際村センター内

(乙) 公益財団法人かながわ国際交流財団 理事長 北村 明

別表 (第7条関係)

神奈川県災害多言語支援センター運営に係る甲及び乙の役割

(1) やさしい日本語及び多言語による情報提供

甲	乙
<p>神奈川県災害対策本部から発する情報をやさしい日本語及び多言語化し、ホームページ等により情報提供を行う。</p>	<p>甲がホームページ等で提供した情報から取捨選択し、携帯電話へのメール配信サービス等を活用し、外国人住民へ情報提供を行う。</p> <p>必要に応じて、公共機関等からの情報をやさしい日本語及び多言語化し、情報提供を行う。</p>

(2) 行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応

甲	乙
<p>通訳・翻訳ボランティアと連絡・調整を行い、行政窓口等への多言語による通訳支援、外国人住民からの相談体制を整備する。</p>	<p>通訳・相談業務に必要な執務スペース、物品の確保を行う。</p> <p>通訳・相談業務を運営するための人員配置、情報収集等全体コーディネートを行う。</p>

※ なお、(1)(2)に掲げる以外のセンター運営に係る事項については、甲乙協働で行う。

神奈川県災害多言語支援センター設置運営に関する要領

1 目的

この要領は、神奈川県災害多言語支援センター（以下「センター」という。）の協定に基づき、神奈川県災害対策本部が設置される災害時において、センターが設置された場合、センターの設置・運営に関して必要な事項を定める。

2 設置及び運営

(1) 主体

センターは、神奈川県（以下「県」という。）及び公益財団法人かながわ国際交流財団（以下「財団」という。）が協働して設置・運営する。

(2) 設置基準

神奈川県地域防災計画に基づき、県災害対策本部が設置される災害時において、センターを設置し、併せて運営について県と財団が協議する。

※ 県災害対策本部の設置基準は地域防災計画の各計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画、原子力災害対策計画）に基づく。

(3) 設置場所

ア センターは、県国際課（横浜市中区日本大通1）及び財団事務所内（横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番地2 かながわ県民センター13 階多言語支援センター内）に設置する。ただし、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応については財団事務所内で執務を行う。

イ 財団事務所内において、前項の目的を果たすことが困難である場合は、県国際課内（横浜市中区日本大通1）に設置する。

ウ 県は、県及び財団の事務所が被災し、設置することが困難な場合は、県総合防災センター（厚木市）など、これに代わる場所を確保するものとする。なお移転場所については、県国際課が県災害対策本部及び関係機関と調整する。

(4) センター長

ア センター長は、県国際課長がこれに当たる。

イ 県国際課長の業務遂行が困難な場合には、次に定める職務代行順位のうち、最も上位の対応可能者がこれに当たるものとする。

- [1] 県国際課副課長
- [2] 同 課長代理（国際企画担当）兼企画グループリーダー
- [3] 同 外国籍県民支援グループリーダー
- [4] 同 調整グループリーダー

〔5〕 同 国際交流・協力グループリーダー

(5) 開設時間
センターの開設時間は原則として9時から19時までを基準とし、状況に応じて適宜開設時間を決定する。

(6) 周知
センターを設置した際に、市町村、国際交流協会等へセンター設置と業務内容を周知し、外国人住民への情報提供及び相談対応が速やかに行われるようにする。

3 役割

センターの役割は、次のとおりとする。

(1) やさしい日本語及び多言語による情報提供
言葉の壁がある外国人住民が情報を入手できるよう、県災害対策本部から発する情報、また、必要に応じて、公共機関等からの情報をやさしい日本語及び多言語に翻訳し、情報提供を行う。

(2) 行政窓口等への通訳支援及び外国人住民からの相談対応

「かながわ一般通訳支援事業」の災害時通訳ボランティア登録者等の協力を得て、災害時に開設される臨時災害相談所や行政窓口等への電話による通訳支援を行う。また、外国人住民からの相談体制を整備し、電話による相談対応を行う。

4 組織体制及び各グループ別の業務内容

県国際課及び財団の組織体制は別表1、業務分担については別表2のとおりとする。センター運営の詳細は、神奈川県災害多言語支援センター運営マニュアルに規定する。

5 閉所

災害発生後における外国人住民に対する応急的支援が概ね完了したと判断されるとき、県と財団が協議の上、センターを閉所する。

6 謝礼

通訳等のために参集した災害時通訳ボランティアに対しては、原則として後日センターから交通費相当額を支払う。

7 経費

この要領に基づく活動に要した通信費等の事務経費は、県と財団でそれぞれ負担する。

8 その他

この要領で定めるもののほかに、センターの運営に必要な事項が発生した場合は、その都度、県と財団が協議して取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。

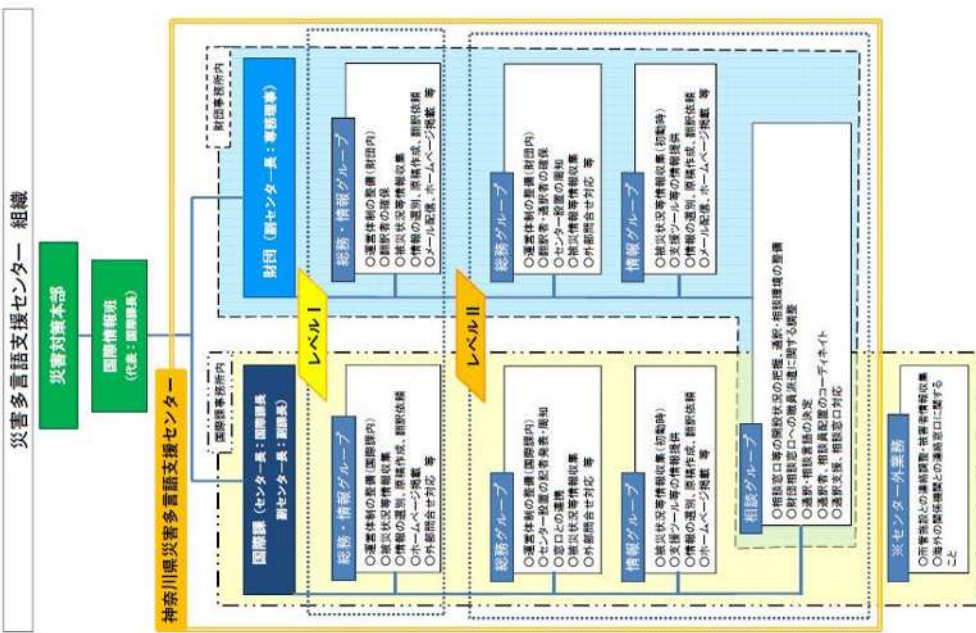
附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

(別表 1)



※レベルⅠ…県の第1次本部体制がとられる場合
レベルⅡ…県の第2次本部体制がとられる場合

(別表 2)

県国際課及び財団の業務分担は、以下のとおりとする。ただし、被災状況により、以下の業務分担による対応が困難な場合は、両者は相互補完的に業務を行うものとする。

【国際課】

レベル	グループ名	業務内容
レベルⅠ	総務・情報グループ	(ア) センター運営体制の整備
		(イ) 災害対策本部の動向の確認
		(ウ) 被災状況の把握、情報収集
		(エ) 情報の選別と多言語化の要否の判断
		(オ) 日本語原稿作成
		(カ) 翻訳依頼
		(キ) 翻訳原稿受領
		(ク) ホームページ掲載
		(ケ) 外部からの問合せ対応
		(コ) 業務日報の作成
		(ク) 財団との情報共有
レベルⅡ	総務グループ	(ア) センター運営体制の整備
		(イ) 災害多言語支援センター設置の記者発表及び周知
		(ウ) 各相談窓口との連携
		(エ) 災害対策本部の動向の確認
		(オ) 被災状況の把握、情報収集
		(ウ) 外部からの問合せ対応
		(キ) 業務日報の作成
		(ク) 財団との情報共有
		(ア) 災害対策本部の動向の確認 (初動時のみ)
		(イ) 被災状況の把握、情報収集 (初動時のみ)
		(ウ) 市町村への情報提供
(エ) 情報の選別と多言語化の要否の判断		
レベルⅡ	情報グループ	(ア) 日本語原稿作成
		(カ) 翻訳依頼
		(キ) 翻訳原稿受領
		(ク) ホームページ掲載
		(ケ) 業務日報の作成
		(ア) 相談窓口等の開設状況の把握
		(イ) 財団相談窓口への職員派遣に関する調整
		(ウ) 通訳・相談言語の決定
		(エ) 通訳者、相談員配置のコーディネート
		(オ) 通訳支援、相談窓口対応
		(カ) 定期報告
(キ) 業務日報の作成		

【財団】

レベル	グループ名	業務内容	
		センター運営体制の整備	
レベルⅠ	総務・情報グループ	(ア)	センター運営体制の整備
		(イ)	翻訳者の確保
		(ウ)	被災状況の把握、情報収集
		(エ)	情報の選別と多言語化の要否の判断
		(オ)	日本語原稿作成
		(カ)	翻訳依頼
		(キ)	翻訳原稿受領
		(ク)	メール配信、ホームページ掲載等
		(ケ)	外部からの問合せ対応
		(コ)	業務日報の作成
		(サ)	国際課との情報共有
		(ア)	センター運営体制の整備
		(イ)	翻訳者・通訳者の確保
		(ウ)	災害多言語センター設置の周知
(エ)	被災状況の把握、情報収集（翻訳者確保作業後）		
レベルⅡ	総務グループ	(オ)	外部からの問合せ対応
		(カ)	業務日報の作成
		(キ)	国際課との情報共有
		(ア)	被災状況の把握、情報収集（初動時のみ）
		(イ)	関係機関への情報提供
		(ウ)	情報の選別と多言語化の要否の判断
		(エ)	日本語原稿作成
	情報グループ	(オ)	翻訳依頼
		(カ)	翻訳原稿受領
		(キ)	メール配信、ホームページ掲載等
		(ク)	業務日報の作成
		(ア)	通訳・相談環境の整備
		(イ)	財団相談窓口への職員派遣に関する調整
		(ウ)	通訳・相談言語の決定
相談グループ	(エ)	通訳者、相談員配置のコーディネート	
	(オ)	通訳支援、相談窓口対応	
	(カ)	定期報告	
	(キ)	業務日報の作成	